

## 福祉年金または手当受給者向優遇定期預金（福祉 300）

（2024 年 1 月 22 日現在適用中）

	項 目	内 容
1	商 品 名	・福祉年金または手当受給者向優遇定期預金 （愛称：福祉 300）
2	販 売 対 象	・福祉年金又は手当を受給されている個人のお客さま
3	期 間	・1 年
4	預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括でのお預入れとなります</li> <li>・1 万円以上 300 万円まで</li> <li>・1 万円単位</li> </ul>
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭に表示するスーパー定期預金（期間 1 年）の利率＋当行所定の優遇利率を満期日まで適用します</li> <li>・満期日以降、元金とともにお支払いいたします</li> <li>・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算</li> </ul>
7	手 数 料	——
8	付加できる特約事項	——
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20%（国税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税</li> <li>※2013 年 1 月 1 日以降 2037 年 12 月 31 日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した 20.315%の源泉分離課税となります。</li> <li>・要件を満たす場合は、マル優の扱いができます。</li> </ul>
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1 金融機関につき 1 人当たり、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます）
11	中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します</li> <li>① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%</li> </ul>
12	金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入れは、証書式の非自動継続式定期預金となります。</li> <li>・満期日以後の適用金利は、普通預金金利となります。</li> <li>・市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更またはお取り扱いを中止する場合があります。</li> </ul>

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109